

審議会答申に向けての これまでの意見の確認について

I	答申書（案）の構成について	1
II	審議会における説明概要及び主な意見と その要約について	2

I 答申書（案）の構成について

○ 答申文（答申の要旨）

○ 目次

○ はじめに

1 新・経営プランの進行管理について

- (1) 事業評価システムの概要
- (2) 平成29年度の事業評価
- (3) 平成30年度の事業評価
- (4) 事業評価の総括

2 水道料金制度全体のあり方について

- (1) 基本料金と水量料金の割合について
- (2) 逦増型料金制度について

3 料金制度の見直しにあたっての留意事項

- (1) 施設再編を踏まえた長期的な収支見通しと併せた検討の必要性
- (2) マーケティングリサーチの重要性
- (3) 生活用水への配慮
- (4) 経営の効率化等

4 様々な自然災害等への対策を踏まえた水道施設再構築の検討の必要性

〔参考資料 等〕

II 審議会における説明概要及び主な意見とその要約について

はじめに

- ・ 答申の趣旨 等

1 新・いわき市水道事業経営プランの進行管理について

(1) 事業評価システムの概要

- ・ 「事業運営評価」…中期経営計画の進捗度を評価。
- ・ 「業務指標評価」…業務指標を用いた経年比較と類似団体との比較から事業活動の効果を評価・分析。

(2) 平成 29 年度の事業評価

ア 事業運営評価

説 明 概 要	
評価結果（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全でおいしい水の供給」、「最適で災害に強い施設・体制の整備」、「持続可能な経営基盤の確立」の3つの方向性ごとに掲げた11の目標の実現に向け、最重要事業として位置付けした老朽管更新事業をはじめとした各種事業に取り組んだ。 ・ その結果、事業運営評価では、すべての目標でA評価となった。 ・ 実施事業評価では、65の事業のうち7つの指標でb評価、2つの事業でc評価となった。 ・ 事業運営の目標として設定した29の指標のうち6指標でb評価となった。
① 「実施事業評価」（a以外9事業）	<ul style="list-style-type: none"> c 水道水源保全啓発事業 b 連続自動水質監視装置整備の検討 b 漏水防止対策事業 b 水道事業継続計画（BCP）の推進 b 浄水場非常用発電設備整備事業 b 緊急遮断弁整備事業 b 企業債発行の適正化 c 遊休資産の有効活用の推進 b 職員提案の事業運営への反映
② 「事業運営の目標」（a以外6指標）	<ul style="list-style-type: none"> b 実使用年数超過管路率 b 有収率 b 漏水率 b 職員提案制度による提案件数 b 水道施設見学者割合 b 配水量1 m³当たり電力消費量

主 な 意 見

個別意見

- ・ 本市が他の事業体と比較して漏水率が高い一方で、管路の更新率はa評価であり、漏水率の低下には管路の更新が必要だとすれば管路の更新率の目標値が適正なのか検討すべきでないのか。【第7回審議会】
→（事務局回答）平成29年度から管路の更新率を従前の2倍となる1.6%としており、今後効果が表れると思われる。
- ・ 平成29年度の事業評価だけでなく、平成30年度の事業評価までの結果を見ないと漏水率や有収率が良くなっていくのか判断するのは難しい。【第7回審議会】

総括意見

- ・ 平成29年度事業評価では、新・いわき市水道事業経営プランで掲げた11の目標が、全てA評価であることから、順調に進捗していることを確認した。
- ・ 平成29年度事業評価の事業運営の目標では、「実使用年数超過管路率」や「漏水率」などの目標が未達成なものがあることから、これらについては目標達成に向けて、着実かつ効率的に事業を進める必要がある。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最重要事業として位置付けた「老朽管更新事業」をはじめとした各種事業に取り組んだ結果、事業運営評価では、新・経営プランに掲げる11の目標のすべてにおいて順調に進捗しているという結果となった。 ・ しかし、実施事業評価では、65の事業のうち9つの事業に若干遅れが生じた。 ・ また、目標ごとに設定した事業運営の目標の達成状況は、29の目標のうち、「実使用年数超過管路率」や「有収率」、「漏水率」などの6つの指標で目標をわずかに下回る結果となった。 ・ 今後は、その要因を分析し、より効率的かつ効果的に事業を実施できるよう中期経営計画の進行管理を行う必要がある。 	<p>2頁</p> <p>1(2)ア</p>

イ 業務指標評価

説 明 概 要

評価結果（概要）

- ・ 安全では、最大カビ臭物質濃度水質基準比率や消毒副生成物濃度水質基準比率が類似団体平均値よりも少し低い状況にあるものの、全体として類似団体平均値と同程度となっている。
- ・ 強靱では、老朽化対策に関する指標において、漏水率、有収率、給水管の事故割合、配水池の耐震化率が類似団体平均値よりも低い状況にある。
- ・ 持続では、漏水率、施設利用率、配水量1 m³当たり電力消費量、有収率、給水原価、繰入金比率が類似団体平均値よりも低い状況にある。
しかし、「経常収支比率」、「自己資本構成比率」などの経営に関わる指標については、類似団体よりも高い状況となっている。

主 な 意 見

個別意見

- ・ カテゴリⅢ（乖離値は低い改善度が高い指標）やカテゴリⅣ（乖離値が低くかつ改善度も悪化している指標）に分類される指標について、どの部分を重点的に取り組んでいくのか分かれると市民にも分かり易い。【第6回審議会】
→（事務局回答）本当に問題なのはどの指標なのかを示すこと、指標によっては目標の達成に時間がかかるものもあることなどを含め、市民に対してポイントを絞り込んだ丁寧な説明を考えていく。

総括意見

- ・ 業務指標評価の収益性や財務の状況などの経営面は、類似団体と比較するとおおむね良好な状態である。
- ・ 業務指標評価の「管路の耐震管率」や「漏水率」などの施設面は、類似団体より低い状態であることから、指標の優先度を考慮し、類似団体に近づけられるよう現行の計画において関連する事業を積極的に展開するとともに、長期的な対応が必要なものは、次の計画等へ可能な限り反映させることなどが必要である。
- ・ 市民に対しては、目標の達成状況や重点的な取り組み状況などについて、ポイントを絞ってわかりやすく説明する必要がある。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務指標評価では、経営面については、「経常収支比率」や「自己資本構成比率」などの状況からおおむね健全性は保たれている。 ・ しかし、管路の老朽化に伴い「漏水率」等が悪化するなど、施設の健全度や効率性については、現状において、類似団体に比べ低い状況にあることを確認した。 ・ これらに対応するため、新・経営プランでは「老朽管更新事業」を最重要事業として位置付け老朽化対策を強化しているほか、「基幹浄水場連絡管整備事業」や「重要給水施設配水管整備事業」などによる災害対策を進めており、これらの事業に係る「法定耐用年数超過管路率」、「漏水率」、「管路の耐震管率」などの指標については、徐々に改善していくものと見込まれる。 ・ 今後は、現在の事業の効果を適切に見極めたうえで、事業がより効果的かつ効果的なものとなるよう、具体的な改善策を事業運営に反映していく必要がある。 ・ 事業評価の公表にあたっては、市民に対してどの部分について重点的に取り組んでいくのかポイントを絞ってわかりやすく説明することが重要である。 	<p>2 頁</p> <p>1(2)イ</p>

(3) 平成 30 年度の事業評価

ア 事業運営評価

説 明 概 要	
評価結果（概要）	<ul style="list-style-type: none">「安全でおいしい水の供給」、「最適で災害に強い施設・体制の整備」、「持続可能な経営基盤の確立」の3つの方向性ごとに掲げた11の目標の実現に向け、最重要事業として位置付けした老朽管更新事業をはじめとした各種事業に取り組んだ。その結果、事業運営評価では、すべての目標でA評価となった。実施事業評価では、65事業のうちb評価が4事業、c評価が2事業あった。事業運営の目標として設定した29の指標のうち4指標でb評価、2指標でc評価となった。
① 実施事業評価（a以外6事業）	<ul style="list-style-type: none">b 水道水源保全啓発事業b 基幹浄水場連絡管整備事業c 浄水施設耐震化事業b 緊急遮断弁整備事業b 人材育成の充実c 遊休資産の有効活用の推進
② 事業運営の目標（a以外6指標）	<ul style="list-style-type: none">c 基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率c 浄水施設の耐震化率b 実使用年数超過管路率b 有収率b 内部研修時間b 水道施設見学者割合

主 な 意 見	
総括意見	<ul style="list-style-type: none">平成30年度事業評価では、新・いわき市水道事業経営プランで掲げた11の目標は、全てA評価であり、順調に進捗していることを確認した。事業レベルでは、計画を見直したことにより、「基幹浄水場連絡管整備事業」や「浄水施設耐震化事業」で当初の計画と比べ遅れが生じている状況にあることから、見直し後の計画に沿って着実に事業を進められるよう進行管理を行っていく必要がある。平成30年度事業評価の事業運営の目標では、「有収率」などの目標が未達成なものがあることから、目標達成に向けて、着実かつ効率的に事業を進める必要がある。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> 事業運営評価では、新経営プランに掲げる 11 の目標のすべてにおいて順調に進捗しているという結果となった。 しかし、実施事業評価では、計画を見直したことで「基幹浄水場連絡管整備事業」や「浄水施設耐震化事業」が、当初の計画と比べて遅れが生じていることから見直し後の計画に沿って着実に事業を進められるよう進行管理を行っていく必要がある。 事業運営の目標では、「管路の更新率」や「漏水率」で目標を上回っており順調に進捗しているものの、「有収率」などでは目標を下回る結果となっていることから、目標達成に向けて、効率的かつ効果的に事業を進めていく必要がある。 	<p>3 頁</p> <p>1(3)ア</p>

イ 業務指標評価

説 明 概 要
<p>評価結果（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全では、「消毒副生成物濃度水質基準比率」などが低い状況にあるが、全体としては類似団体平均と同程度となっている。 強靱では、「法定耐用年数超過設備率」、「法定耐用年数超過管路率」、「給水管の事故割合」、「漏水率」、「有収率」、「管路の耐震管率」、「配水池の耐震化率」などが類似団体より低い状況にある。 持続では、「施設利用率」、「配水量 1 m³当たり電力消費量」などが類似団体平均値よりも低い状況にある。 <p>しかし、「経常収支比率」、「自己資本構成比率」などの経営に関わる指標については、類似団体よりも高い状況となっている。</p>

主 な 意 見
<p>個別意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ハードの問題で施設利用率、配水量 1 m³当たり電気消費量などが今後も悪化するのであれば、中期的あるいは長期的にこの指標をどのようにしていく考えなのか。 <p>【第 10 回審議会】</p> <p>→（事務局回答）業務指標評価は給水人口で区分した類似団体の平均と比較をしているため、本市特有の広大な面積や起伏のある地形により一部悪い評価になった部分があり、すぐに改善することは難しいため、水道施設総合整備計画や今後の経営計画の中で徐々に改善を図りながら持続可能な経営を目指していきたいと考える。</p> <p>総括意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務指標評価では、「管路の耐震管率」や「施設利用率」などについて、類似団体と比較すると低い状況にあることから、現行の計画において関連する事業を積極的に展開し、計画の目標に近づくよう事業を進める必要がある。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似団体との比較から、平成 29 年度事業評価と同様に収益性や財務の状況など経営面では、おおむね良好な状態であるが、「管路の耐震管率」や「施設利用率」など施設面では、類似団体より低い状況にあることを改めて確認した。 ・ 類似団体より低い状況にあるものについては、指標の重要度などを考慮し、類似団体に少しでも近づけられるよう現行の中期経営計画において関連する事業を積極的に展開するとともに、長期的に対応が必要なものについては、水道施設総合整備計画や次の中期経営計画等に反映させ、徐々に改善を図っていく必要がある。 ・ 事業評価の公表にあたっては、市民に対してどの部分について重点的に取り組んでいくのかポイントを絞ってわかりやすく説明することが重要である。 	3 頁 1(3)イ

(4) 事業評価の総括

説 明 概 要
【決算・財政計画との比較】
平成 29 年度決算（対財政計画） <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益的収支における純利益は、4.1 億円増となった。 ・ 資本的収支における収支不足額は、0.3 億円増となった。 ・ 補填財源は、36.1 億円の増となり、資本的収支の収支不足額を補填した後の資金残高は、35.8 億円増の 83 億円となった。
平成 30 年度決算（対財政計画） <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益的収支における純利益は、5.2 億円増となった。 ・ 資本的収支における収支不足額は、7.5 億円減となった。 ・ 補填財源は、36.9 億円の増となり、資本的収支の収支不足額を補填した後の資金残高は、44.5 億円増の 90.3 億円となった。 ・ 純利益の増や、損益勘定留保資金の増などにより、計画期間最終年度である令和 3 年度末時点で、計画額と比較し、17.9 億円増の 52.6 億円となる見込み。

主 な 意 見
総括意見 <p>平成 29 年度及び平成 30 年度の決算では、財政計画を上回る資金残などを確保したことから良好な経営状態であり、現時点では、現行の料金水準で令和 3 年度まで現中期経営計画通りに必要な事業を進めることができることを確認した。</p>

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画については、最重要事業として位置づけした老朽管更新事業をはじめとした各種事業を実施してきた結果、11 の目標すべてにおいて順調に進捗していることを確認した。 	4 頁 1(4)

<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度末の水道事業会計決算と財政計画との比較では、純利益や損益勘定留保資金の増等により令和 3 年度の資金残高は予定より 17.9 億円上回る結果となっていることから、現行の中期経営計画期間で今後予定している取組については、現行料金水準を維持したまま財源を確保し、実施することが可能であることを確認した。 	<p>4 頁</p> <p>1(4)</p>
---	------------------------

2 水道料金制度のあり方について

(1) 基本料金と水量料金の割合について

説 明 概 要	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市の水道料金は、基本料金で回収すべき固定的経費について、基本料金の高額化を避けるため、固定的経費の大部分を水量料金へ配分し、割合を 3 対 7 としている。 長期的な人口減少の傾向に伴い、水需要も減少が続く見込みであり、水量料金に含まれる固定的経費が回収できなくなるおそれがある。 国の「新水道ビジョン」においては、基本料金の構成比が高いと、水需要の増減に影響されない体系となるが、急激な変更は利用者の許容度を越えた影響が出るため徐々に変更していくことが重要と指摘されている。
対応策(案)	<p>経営基盤を強化するためには、基本料金と水量料金の割合を見直す必要があるものの利用者の影響の小さい範囲で徐々に見直していくことが重要である。</p>

主 な 意 見	
個別意見	<ul style="list-style-type: none"> 料金体系の理想は、基本料金と水量料金の割合を 9 対 1 にするということだが、水道をいくら使用しても金額が変わらなくなり、節水の意味をなさなくなる。安定的な料金収入ということは分かるが、9 対 1 にすることが本当に理想と断言できるのか疑問に思う。固定的経費の配分割合については、非常に重要だとは思いますが、シミュレーションとしても非常に偏っており、それが 1 人歩きしたり、審議会です了承したとなると、かなり問題になると思う。【第 9 回審議会】 → (事務局回答) 国においては、基本料金と水量料金の割合を 9 対 1 とすることが、水道事業の経営の中では理想的としているが、これは極端な例であり、本市では、実際には 4 対 6 の形まで、徐々に進めていければという考え方である。 割合を 9 対 1 にすることは、水道事業の経営のための理想であり世の中の理想ではない。4 対 6 から始めていくのが順当だと思われる。【第 9 回審議会】 見直しにあたっては、国の考え方を基本としながら、まずは基本料金と水量料金の割合を 4 対 6 のところから始めて料金改定ごとに少しずつ基本料金の割合を高め、徐々に健全な経営に近づけていくしかないと思う。【第 10 回審議会】

- 具体的な料金体系や改定時期については、アセットマネジメントや次期中期経営計画において、資金が不足する時期を見定めて、その時に向けて料金改定の委員会でしっかり議論をしてほしい。【第10回審議会】

総括意見

- 料金制度の見直しの必要性については理解した。
- 見直しにあたっては、様々な視点での考え方や考慮しなければいけないことも分かった。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> 本市の水道料金は、一般家庭に配慮した料金とするため、固定的経費の一部を基本料金に配分することで基本料金と水量料金の比率をおおむね3対7としている。 水需要が減少していく中においても安定的で健全な事業運営を確保していくためには、水需要の増減に影響を受けにくい水道料金体系としていく必要がある。 国の「新水道ビジョン」において、今後の料金体系については、水需要の増減に影響されにくい体系として、利用者への影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要であると指摘されている。 国の考え方を基本としながら、経営基盤を強化するためには、基本料金と水量料金の割合を見直していくことが重要である。 見直しにあたっては、利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要である。 今後は収入を安定的に確保するための方策として、基本料金の割合を高めていくことが必要であることを確認した。 	<p>5 頁</p> <p>2(1)</p>

(2) 逡増型料金制度について

説 明 概 要
<h4>現状と課題</h4> <ul style="list-style-type: none"> 本市の水道料金における水量料金は、生活用水の使用促進による公衆衛生の向上と大口需要者の需要抑制のため、水量が増加するほど単価が高くなる逡増型を採用している。(生活用水の低単価部分を大口需要者の高単価部分で負担する仕組み) 段階別水量では第3段階以降の高単価部分の水量が低単価部分に比べ大幅に減少する構造変化が生じており、高単価部分の減少が続けば、高単価部分で低単価部分を補えないおそれもある。 国の「新水道ビジョン」においては、水量料金の構成比が高く、かつ逡増型の料金体系は、需要減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の料金回収が困難となり、経営の安定性が損なわれるおそれがあると指摘されている。 <h4>対応策(案)</h4> <p>使用者間の負担の公平性を高めるため、逡増型料金制度を見直す必要がある。</p>

主 な 意 見

個別意見

- ・ 大口の料金を安くすることが、本当にすう勢にあっているのか疑問に思う。
- ・ 値段を下げた場合の顧客を獲得するための手段が整理されていない。
- ・ 料金を安定的に徴収するためだけの考えであり、ビジネスの論理とは真逆のやり方なのではないのかと思う。【第9回審議会】
→（事務局回答）高単価部分を下げれば大口需要者に使ってもらえるような料金体系となるが、実際に大口需要者の使用水量が増えるのかということとは別問題であり、新たに大口需要者への料金設定を変えるなどの方策も考えられる。
- ・ 大口需要者の料金が下がって使用量が増えるのかということになるが、お金を払っている分は絶対使わないと損をするというような大口需要者に対する料金設定も考えられ、こうしたことも加味したうえで、段階的に変えていくことが必要だと思う。【第9回審議会】
- ・ これまで説明のあった料金の見直しをすることにより、今までの需要の抑制という考え方だけでなく需要を掘り起こす必要が出てくる。そのためにはマーケティングやマネジメントといった観点が必要になると思うが、その方向性についての考えを教えてほしい。【第10回審議会】
→（事務局回答）今後において、大口需要者の訪問を行い、水道水の利用促進PRのほか、今後の水利用などの動向調査も必要と考えており、また、その動向調査を今後の水需要予測に反映させ、料金体系をどのようにすべきか検討したいと考えている。
- ・ 具体的な料金体系や改定時期については、アセットマネジメントや次期中期経営計画において、資金が不足する時期を見定めて、その時に向けて料金改定の委員会でしっかり議論をしてほしい。【第10回審議会】

総括意見

- ・ 料金制度の見直しの必要性については理解した。
- ・ 見直しにあたっては、様々な色々な視点での考え方や考慮しなければいけないことも分かった。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の水量料金は、5段階制となっており、生活用水の低単価部分を大口需要者の高単価部分で負担する仕組みで、その格差は3.16倍となっている。 ・ 近年は、逓増型料金制度が採用されてきた当時とは大きく環境が変化しており、段階別水量では、第3段階から第5段階の高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという水需要の構造の変化がみられ、高単価部分の減少が進めば、固定的経費部分の回収が困難となり経営の安定性が損なわれるおそれがある。 ・ 国の「新水道ビジョン」においても、従量料金の構成比が高く、かつ逓増型の料金体系は、需要減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の料金回収もできなくなるおそれがあると指摘されている。 	<p>6頁</p> <p>2(2)</p>

<ul style="list-style-type: none"> 国の考え方を基本としながら、利用者間の負担の公平性を高めるためにも、大口使用者の需要を促すためにも、逡増型料金制度を見直していく必要がある。 	<p>6 頁</p> <p>2(2)</p>
--	------------------------

3 料金制度の見直しにあたっての留意事項

(1) 施設再編を踏まえた長期的な収支見通しと併せた検討の必要性

説 明 概 要	
水道施設総合整備計画の中間報告	
<ul style="list-style-type: none"> 現在の水道施設をそのまま更新した場合の更新需要であるアセットマネジメント 3 C の実践では、50 年後の供給単価は、現在の 2.2 倍となる 486.8 円/m³となっている。 今後も、各浄水場の浄水施設能力や適正口径の検討手法、効果的な長寿命化対策について検討していくほか、緊急時の水運用方法の検討、施設能力の再編に伴う配水区域の再設定を行うとともに、過大となっている施設の再編等を踏まえたアセットマネジメント 4 D を実践し、次期中期経営計画に反映させていくこととしている。 	

主 な 意 見
<p>具体的な料金体系や改定時期については、アセットマネジメントや次期中期経営計画において、資金が不足する時期を見定めて、その時に向けて料金改定の委員会ですっきり議論をしてほしい。【第 10 回審議会】</p>

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> 現在の水道施設をそのまま更新した場合の更新需要であるアセットマネジメント 3 C の実践では、50 年後の供給単価は、現在の 2.2 倍となる 486.8 円/m³となっている。 今後も、各浄水場の浄水施設能力や適正口径の検討手法、効果的な長寿命化対策について検討していくほか、緊急時の水運用方法の検討、施設能力の再編に伴う配水区域の再設定を行うとともに、過大となっている施設の再編等を踏まえたアセットマネジメント 4 D を実践し、次期中期経営計画に反映させていくこととしている。 アセットマネジメント 4 D により、長期的な収支見通しが明らかとなることから、資金不足となる時期を見定めて具体的な水道料金水準の改定の必要性があるときに、基本料金と水量料金の割合等の水道料金体系の見直しについても併せて検討する必要がある。 	<p>7 頁</p> <p>3(1)</p>

(2) マーケティングリサーチの重要性

主 な 意 見
<ul style="list-style-type: none"> これまで説明のあった料金の見直しをすることにより、今までの需要の抑制という考え方だけでなく需要を掘り起こす必要が出てくる。そのためにはマーケティングやマネジメントといった観点が必要になると思うが、その方向性についての考えを教えてほしい。【第10回審議会】 →（事務局回答）今後において、大口需要者の訪問を行い、水道水の利用促進PRのほか、今後の水利用などの動向調査も必要と考えており、また、その動向調査を今後の水需要予測に反映させ、料金体系をどのようにすべきか検討したいと考えている。

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な水道料金体系の見直しを検討する際には、大口需要者をはじめとしたアンケート調査など、水需要の実態調査が重要となってくる。 この調査等を行ったうえで、具体的な基本料金と水量料金の割合や逓増型料金制度の見直しの審議について、料金改定時に設置される本審議会でも再度検討する必要がある。 	<p>7 頁</p> <p>3(2)</p>

(3) 生活用水への配慮

主 な 意 見
<ul style="list-style-type: none"> これからは施設の拡張から施設の維持管理の時代に入り、使用量が減っているのになぜ料金値上げをするのかということをお客様に説明していかなければならない。【第9回審議会】 市民の皆さまに料金改定の説明をする際には、料金値上げの必要性や水道をあまり使用しない低料金のお客様の負担割合なども説明して理解を得ることが必要である。【第10回審議会】

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> 逓増型料金制度の見直しを行う場合には、一般家庭の負担を増やすことにもつながるため、一般家庭にも多少の負担をお願いすることになる。 この場合には、一般家庭に求める負担を最小限に抑えるとともに、逓増型料金制度のしくみを丁寧に説明するなど市民の理解と協力が得られるよう十分な配慮が必要である。 水道料金体系の見直しにあたっては、一般家庭や大口使用者等の需要実態を調査し、今後の水需要の動向を十分に見極め、各使用者層の負担力を考慮しながら進めるべきである。 	<p>7 頁</p> <p>3(3)</p>

(4) 経営の効率化等

主 な 意 見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定の時には、コストを下げたが、それでも足りないのをお願いしますという姿勢が市民感覚としては必要だと思う。料金を負担する人たちの目線に立って説明をきちんとしてほしいと思う。【第9回審議会】 ・ 隣の市町村と事業を統合して、上流に大きな浄水施設を整備するなどの広域化の研究も進める必要があるのではないか。【第10回審議会】 → (事務局回答) 広域化については、今回の水道法改正において広域化を進めながら水道基盤の強化をしていくことになっており、現在、県を中心に広域化を検討しているところであるため、今後も広域化を推進する会議に参画し、調査・研究しながら効率的な事業運営を進めていく考えである。 ・ アセットマネジメントは、30年から40年の長期的な収入見込みから、資金が不足する時期や値上げの時期を把握することが目的であり、10月1日から施行される改正水道法においても、収支見通しの公表に努めることとされていることから、事業者や市民に公表してほしい。【第9回審議会】

要 約	答申案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金制度見直しによる一般家庭への影響を極力抑えるために、水道事業における更なる経営コスト縮減等の取組が前提となる。 ・ 料金制度の見直しに当たっては、改正水道法を踏まえた広域化や官民連携の推進など水道事業の基盤強化のための取組を盛り込んだ経営効率化計画を策定し、経営コスト縮減をより一層推進し、市民負担の軽減に努めることが重要となる。 ・ 改正水道法において、アセットマネジメントを実施し、中長期的な水道施設の更新に関する費用を含む事業に係る収支見通しを作成・公表することとされていることから、これに基づき水道施設の計画的な更新や耐震化等を進めることはもとより、事業経営の健全性の維持についても市民に併せて説明していく責任がある。 	<p>8 頁</p> <p>3(4)</p>